

2026年2月16日
日本郵便株式会社

令和8年1月21日からの大雪に対する現金書留郵便物の料金の免除

令和8年1月21日からの大雪にかかる被災者の皆さんに、謹んでお見舞い申し上げます。

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 小池 信也）は、このたび被災された皆さんに対する救援対策を以下のとおり行います。

1 内容

被災された皆さんに対する救援活動を支援するため、救援などを行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金を免除します。

2 取扱窓口

郵便局（簡易郵便局を含みます。）

なお、郵便局によって取扱時間が異なりますので、最寄りの郵便局窓口でご確認ください。

3 取扱条件

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除

(1) 送付先および取扱期間

別紙のとおり

(2) 内容品

現金

(3) 取り扱い

現金書留とするもの（現金書留以外の特殊取扱とはできません。）

(4) 表示

表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの

(5) その他

ア 個人から差し出されたもの

イ 災害義援金の配分について条件を付していないもの

以上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

全日 8:00～21:00

ガイダンスが流れますので、「*」のあとに

「1」を選択してください。

おかげ間違ひのないようにご注意ください。